# 長崎県におけるICT活用工事(構造物工(橋梁上部))試行要領

### I. ICT活用工事

### Ⅰ-Ⅰ 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、本試行要領は、ICT施工技術を活用する構造物工(橋梁上部)に適用する。

# I-2 ICT活用工事における構造物工

次の①~⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事(構造物工(橋梁上部))とし、次の②④⑤の段階での活用は必須とする。また、「ICT構造物工(橋梁上部)」という略称を用いる。

- ① 該当なし
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

### 1-3 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、以下の①~⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等:https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/ test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/ictkouji/

- ① 3次元起工測量 構造物工(橋梁上部)においては該当なし
- ② 3次元設計データ作成

発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計 データを作成する。

ICT構造物工(橋梁上部)の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

- ③ ICT建設機械による施工 構造物工(橋梁上部)においては該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理 構造物工(橋梁上部)の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施 する。

#### (1) 出来形管理

以下 I ) ~ 4 )の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下 I ) ~ 4 )の出来形管理を行う場合は、工事竣工段階の工事目的物について点群データを取得し、⑤により納品するものとする。

- I)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記 I)~4)の I C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

#### (2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。

### (3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

# ⑤ 3次元データの納品

1-3②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

#### 1-4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事(発注工種)は「橋梁上部工事」を原則とし、以下(Ⅰ)~(3)に該当する工事とする。

#### (1) 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。

- 1) 鋼橋上部
- 2) コンクリート橋上部

# (2) 適用対象外

従来施工において、長崎県建設工事施工管理基準(出来形管理)を適用しない工事は適 用対象外とする。

### (3) 対象規模

- ・設計額の制限はなく、全ての工事を対象とする。
- ・ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))の対象規模は、I-4(I)対象工種を条件とし、数量は規定しない。

# 2. ICT活用工事の実施方法

#### 2-1発注方式

ICT活用工事の発注は施工者希望型によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など、工事内容及び現場条件等を勘案し決定する。

# (1) 施工者希望型

# 《対象工事》

・施工者希望型は、土工の有無に限らず、ICT活用工事試行要領(またはICT 活用工事積算要領)が策定されている工種を発注する工事に適用する。

#### 《内容》

・対象工事をICT活用可能工事として発注し、受注者がICT施工技術の活用を 行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更に よる、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議 が整った場合にICT施工技術の活用を行うことができる。

#### ※「そのほか」

ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として協議のもと事後設定できるものとし、ICT活用工事として設定した後は、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

# 2-2 入札方式

設計金額に応じて、一般競争入札(総合評価落札方式を含む)及び指名競争入札とする。

### 2-3 発注における入札公告等

入札公告、特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。 なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

#### (1) 施工者希望型

#### 【入札公告】記載例

### 『| 工事概要』に以下を追記する。

(番号)本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(施工者希望型)の対象工事である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT施工技術の活用を行うことができる。

本工事におけるICT施工技術の活用は、以下の②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをいう。

なお、ICT施工技術の活用に係る費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- ① 該当なし
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

# 【特記仕様書】記載例

# 第○○条 ICT活用工事について

I. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

### 2. 定義

- (I) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) I C T 活用工事とは、施工プロセスの以下の段階において、 I C T 施工技術を全面 的に活用する工事である。また、以下の②④⑤の段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。

対象は、橋梁上部工事とする。

- ① 該当なし
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品
- 3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出 (施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ 提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4~8によりICT施工技術の活用を行う ことができる。
- 4. 本工事においては上記②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。構造物工(橋梁上部)等の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。②、④及び⑤の実施は必須とする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
- 5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
  - ① 3次元起工測量該当なし

② 3次元設計データ作成

受注者は、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。

ICT構造物工(橋梁上部)の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。

なお、ICT構造物工(橋梁上部)の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(構造物工(橋梁上部工))で定義する構造物工(橋梁上部)設計データのことをいう。

- ③ ICT建設機械による施工 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- (1) 出来形管理

構造物工(橋梁上部)等の施工管理において、以下 I )~4)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

- 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記 I) ~ 4) の I C T 施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよいものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理 は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(I)で定める計測技術を用い以下 I)の出来形管理要領による。

- 1)3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
- (3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

- ⑤ 3次元データの納品
  - ②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
- 6. 上記5. ②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 7. 長崎県建設工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- 8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

# 第○○条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

### 1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

#### 第○○条 ICT活用工事の費用について

- Ⅰ. 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、ICT施工技術の活用について具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(I)により費用を計上することとする。
  - · I C T 活用工事 (構造物工 (橋梁上部)) 積算要領
- (1) 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼 に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計 変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出が無い場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上 しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

# 3. ICT活用工事実施の措置

# 3-1 工事成績評定における措置

I C T活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定調書の【④考査項目別運用表(主任監督員)「5. 創意工夫 I. 創意工夫」】において評価するものとする。

なお、ICT活用工事において、ICT施工技術の活用(I-2のうち必須項目②④⑤) を採用した工事の成績評定については、本項目での加点対象とし、加点評価は以下のとおり する。

- ◆必須項目②④⑤でICTを活用した場合は、I点の加点とする。
  - ※「【施工】□⑤ICT活用工事において、必須項目②④⑤でICTを活用した工事」 をチェックすること。

# (1) 施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案により I C T施工技術の活用 ( I - 2 のうち必須項目②④⑤) が実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

- 3-2 ICT活用証明書の発行(長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ)
  - ・3-1に示す2つの◆においてICTを活用した場合は、ICT活用証明書を発行する。
  - ・証明書の発行は、工事成績評定通知と併せて発行する。
  - ・証明書の様式は、別紙-3とする。

### 4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

# 4-| 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途発出されている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

# 4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

# 4-3 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工技術を活用する場合、ICT施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT施工技術の活用について協議を行う際には、「I-2②④に係るそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

· I C T 活用工事 (構造物工(橋梁上部)) 積算要領

上記のほか、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、見積り内容を確認の上、設計変更するものとする。

また、見積り徴収にあたり、「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」【別紙ー I】を参考にするものとする。

3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用を計上する場合は、当該費用の妥当性を確認の上、計上するものとする。

具体的な運用方法については、上記積算要領及び別添【補足資料】に基づき実施するものとする。

なお、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、妥当性 を確認するため見積書の提出を発注者が求めたにも関わらず提出がなされなかった場合にお いては、当該費用については計上しないものとする。

#### 4-4 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。

### 4-5 ICT関連要領等

ICT活用工事を実施するにあたり、関連要領等をもとに施工管理、監督、検査を実施するものとする。

なお、長崎県で定めている以下①~③以外の関係要領等については、国土交通省九州地方 整備局の要領を準拠するものとする。

- ①長崎県建設工事施工管理基準
- ②長崎県土木工事検査基準・長崎県建設工事検査実施要領(案)
- ③長崎県建設工事成績評定要領
  - ①~③は、長崎県ホームページに掲載(長崎県 HP 内で『建設工事関係』と検索) (https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochikensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/)

# 附 則

この要領は、令和7年 | 0月 | 日から施行する。

# ※【参考】ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

